

関西学院大学 活動再開基準

本学は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、感染防止対策を講じた上で各活動を実施します。その指針として、地域社会の感染状況に応じて設定する「活動制限レベル」に対応した「活動再開基準」を定め、これに基づき各活動の実施条件や制限内容を検討します。下表は大学全体としての指針であり、詳細は各活動単位で個別ガイドライン等を定めて実施します。

なお、「活動制限レベル」および「活動再開基準」は、国や自治体の指針変更や感染予防状況の変化に応じて改定することを想定しています。

【感染防止重点期間（4/28以降）】

対面授業は教室での出席者数を通常定員の2分の1以下として実施し、オンライン授業を活用しながら授業を継続します。

活動制限レベル	レベル5 ＜全面的制限＞	レベル4 ＜重点的制限＞	レベル3 ＜部分的制限＞	レベル2 ＜一部制限＞	レベル1 ＜制限なし＞
キャンパス入構 (キャンパスごとで判断)	教職員のみ限定。 学生・学外者は入構不可。	学生・教職員は入構可。 学外者は原則入構不可。 ただし、各施設の収容人数等の制限強化を検討。	学生・教職員は入構可。 学外者は原則入構不可。 ただし、一部の施設では収容人数等の利用制限あり。	原則入構可。 ただし、一部の施設では収容人数等の利用制限あり。	入構可。
授業形態	原則オンラインで実施。	基本的な感染防止対策を講じた上で対面授業とオンライン授業を組み合わせて実施。	基本的な感染防止対策を講じた上で対面授業を中心に実施。より教育効果が期待できる科目や発声・発話が多い科目等は一部オンラインで実施。	基本的な感染防止対策を講じた上で対面授業を中心に実施。オンラインで実施中の科目は対面への移行を検討。	対面で実施。
共同利用施設 (コモンズ・図書館等)	原則利用不可。	施設ごとに収容人数の制限強化を検討。発声・発話が生じる施設は、飛沫遮断板の設置や座席数の制限等を実施。	一部の施設では収容人数を制限。発声・発話が生じる施設は、飛沫遮断板の設置や座席数の制限等を実施。	収容人数の制限がある施設は緩和を検討。発声・発話が生じる施設は、飛沫遮断板の設置や座席数の制限等を実施。	通常利用可能。
研究活動（学生）	研究資産維持のための必要最小限の人員に限定。	屋内での活動は収容人数の制限強化を検討。チーム交代制やシフト制により参加人数を調整。	屋内での活動は収容人数を制限。チーム交代制やシフト制により参加人数を調整。	施設の収容人数、チーム交代制やシフト制による参加人数の段階的緩和を検討。	対面で実施。
正課外活動	活動の自粛を要請。 ただし、オンラインの活動に限り可。	認められたガイドラインを遵守し、認められたガイドラインの最も厳しい水準（対面活動のうち最も厳しい水準）、もしくは大学が示した水準のいずれか厳しい方の水準で活動可。	認められたガイドラインを遵守し、基本的な感染防止策を講じた上で活動可。 ただし、発声・発話・接触・密着等が多い活動等は一部不可。 なお、ガイドラインのレベル移行については大学の承認が必要。その他、大学が活動内容に制限を設ける場合がある。	認められたガイドラインを遵守し、基本的な感染防止策を講じた上で活動可。 ただし、大学が活動内容に制限を設ける場合がある。	基本的な感染防止策を講じた上で活動可。
注記1：各団体の認められたガイドラインと施設のガイドラインで、同じ項目について異なる基準が設定されている場合は、厳しい基準を適用する。 注記2：所属する学部、活動するキャンパスが「緊急措置＜臨時休校＞」に該当した場合、これに限らず、施設使用については各キャンパスの指示に従う。					
行事・イベント	原則オンラインで開催。	収容人数の制限強化を検討。オンラインで代替可能なものは実施方法の変更を検討。発声・発話が生じる場合は、座席数の制限等を実施。	一部の施設では収容人数を制限。発声・発話が生じる場合は、座席数の制限等を実施。	収容人数の制限がある施設は緩和を検討。発声・発話が生じる場合は、座席数の制限等を実施。	通常定員で実施可能。
職員の業務体制	自治体からの要請に基づき在宅勤務や分散出勤等を実施。	自治体からの通知に基づき在宅勤務や分散出勤等の導入も検討。	基本的な感染防止策を講じた上で原則通常勤務。	基本的な感染防止策を講じた上で原則通常勤務。	通常勤務。
学内会議	原則オンラインのみで開催。	オンライン出席者を増やし、会議室の収容人数制限の強化を検討。	オンラインを併用し、会議室の収容人数を制限。	オンラインを併用しながら、会議室の収容人数制限の緩和を検討。	対面で実施。 (オンラインも併用)
出張・来客	政府または自治体より都道府県をまたぐ移動の制限が求められている地域への移動、同地域からの来客の受入は原則不可。				実施可。
学外団体への施設貸与	原則不可。	新規受付を停止。予約済のものは、中止・延期・開催方法の変更を勧告。	屋内施設は収容人数の制限が条件。発声・発話が生じる場合は、座席数の制限等を実施。	収容人数制限の緩和を検討。発声・発話が生じる場合は、座席数の制限等を実施。	通常定員で貸出可能。